

平成 31 年 3 月 1 日

被保険者各位

千葉トヨタ健康保険組合

被扶養者であるお子様が就職した場合の届出について

お子様が就職した場合、「健康保険被扶養者（異動）届」が必要になります。
届出用紙は、千葉トヨタは人事部、グループ各社は総務部に依頼してください。

記

- ◆必要書類： ①健康保険被扶養者（異動）届
②お子様の就職先の健康保険証(コピー)
③お子様の当健保の健康保険証

- ◆提出先： 千葉トヨタは人事部
その他のグループ各社は総務部
任意継続の方は当健保に提出

【 注 意 点 】

お子様が就職先から健康保険証を交付されていない場合でも、お子様の当健保資格は就職日に遡って資格を喪失します。千葉トヨタ健康保険組合の健康保険証の使用は絶対にお避けください。

健康保険証がない場合は、お子様の就職先に「健康保険資格証明書」の発行をご依頼ください。

なお、緊急に医療機関受診が必要な場合は全額支払いをし、後日 7 割の還付を就職先の健康保険組合に申請してください。

★資格の喪失後、当組合の健康保険証を使用した場合★

お子様の家族(この場合、基本的に親である被保険者)またはお子様が新しく加入している保険者等への問い合わせや、当健保から 7 割分の補償請求を行なうことがあります。

以上